

大野町体育協会指導者人材バンク運営要項

1 趣旨

大野町体育協会（以下「町体協」という）は大野町体育協会指導者人材バンク（以下「人材バンク」という）に指導者を登録し、適切な人材を派遣することによりおおのスポーツクラブ内の中学校部活動地域移行にかかる組織であるおおのジュニアクラブが実施するスポーツ活動の推進をはかるため必要な事項を定めるものとする。

2 業務

人材バンクの業務は次のとおりとする。

- (1) スポーツ指導者の登録及び派遣に関すること。
- (2) その他人材バンクの運営に必要な事項に関すること。

3 登録要件

人材バンクに登録する指導者（以下「登録指導者」という）は、活動に適した健康状態であり、以下のすべてを満たしている方とする。

- (1) 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（県ガイドライン）及び大野町中学校部活動地域移行ガイドラインを理解の上で活動出来る方
 - (2) 18歳以上の方（大学生・専門学校生も可）
※20歳未満の指導者については、競技種目により20歳以上の指導者が指導することが大会規定にあるため20歳以上の指導者が別にいる場合に限る。
 - (3) 町内在住、在勤又は近隣市町に在住、在勤の方
 - (4) 公認スポーツ資格※1又は岐阜県発行地域指導者ライセンスを有する（取得見込みである）方
あるいはスポーツに関する専門的知識や指導歴を有する方
 - (5) 次の①～③に該当しない方
 - ①暴力団及び暴力団員である方、又それらと関係のある方
 - ②過去5年間の間に禁固刑以上の刑に処せられた方又は当該刑の執行が終了していない方
 - ③過去5年間に、暴力、暴言、各種ハラスメント、人権、思想、信条、性別、性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用、その他スポーツ指導者として不適切な行為を行っていた方
- ※1 公認スポーツ資格とは、(公財)日本スポーツ協会が中央競技団体や都道府県体育・スポーツ協会等と連携し、多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を育成するために設けた資格をいう。

4 スポーツ指導者の登録申請

- (1) 人材バンクへの登録を希望する方は、大野町体育協会指導者人材バンク登録申込書（新規・変更・更新）【様式第1号】を大野町体育協会事務局へ提出するものとする。
- (2) 町体協は、前項の申請による登録の承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。
- (3) 町体協は、登録することが適当と認められた方について人材バンク登録簿へ登録するものとする。

5 登録期間及び更新

- (1) 登録指導者の情報は、年度更新とする。
- (2) 登録の更新を希望する方は、登録期間満了日までに大野町体育協会指導者人材バンク登録申込書（新規・変更・更新）【様式第1号】により更新手続きをするものとする。
- (3) 町体協は、更新の承認又は不承認を決定し、更新希望者に通知するものとする。

6 登録の変更

登録指導者は、登録事項に変更があった場合は、大野町体育協会指導者人材バンク登録申込書（新規・変更・更新）【様式第1号】により変更手続きをする。

7 登録の抹消

登録指導者は、登録の抹消を希望する場合は、大野町体育協会指導者人材バンク登録抹消届【様式第2号】を町体協事務局に提出するものとする。

8 登録の取消

登録指導者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録指導者の登録を取り消すことができる。町体協は、登録指導者の登録を取り消した時は、登録指導者へ通知するものとする。

- (1) 3登録要件に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録事項が事実と反することが判明したとき。
- (3) その他、登録不相当であると町体協役員会で可決したとき。

9 登録情報

登録指導者の個人情報、登録指導者の同意の上で町体協とおおのスポーツクラブとで共有し、クラブの運営に必要な目的のみに使用するものとする。

附 則

この要項は、交付の日から施行し、令和6年3月14日から適用する。